

農政なら

編集・発行

奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)

TEL 0742-22-1101(内線5623~9)

FAX 0742-24-8576

トピックス

平成26年度 全国農業委員会会長大会が開催される 基本農政の確立に向け政策提案

平成26年5月27日に、全国農業会議所主催の2014年度全国農業委員会会長大会が、市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役員等約2,000人の参加に

より、東京都千代田区の「日比谷公会堂」において開催されました。

大会では、「農業・農村の再生に向けた農業委員会制度・組織改革に関する要請」



や「基本農政の確立に向けた政策提案決議」、「TPP交渉において国会決議の絶対遵守を求める要請」を決議しました。また今年実施される第22回農業委員統一選挙に向けた特別決議も採択されました。また、規制改革会議がこのほど取りまとめた「農業改革に関する意見」では、農業委員選挙制度の廃止や系統組織のありかたについて言及しているため、「農業委員会制度・組織改革に関する要請決議」では、農業委員会の組織強化や許可業務と農業振興業務との一体的な推進、「ネットワークの強化」による農業委員会活動への支援など、農業委員会組織の役割・機能が十分発揮できるよう慎重な対応を求めました。

決意表明は、宮崎県大崎市農業委員会、熊本県大津町農業委員会、鳥取県農業会議が行い、それぞれが日頃から実践している活動を報告するとともに、今後の取り組み強化を誓いました。

大会に先立ち「第6回耕作放棄地解消活動表彰」の表彰式も行われました。農林水産大臣賞に長野県の株式会社かまくら屋、農村振興局長賞に沖縄県の宮古島市農業委員会、全国農業会議所会長特別賞に秋田県の合同会社大地、山口県の農事組合法人福の里がそれぞれ表彰されました。大会終了後、この大会に参加した県下市町村農業委員会会長を中心に、自由民主党の高市早苗政調会長ほか県選出国会議員の代議士へ代表要請を行いました。



「農林水産業・地域の活力創造プラン」が決定される

政府の農林水産業・地域の活力創造本部（本部長＝安倍晋三首相）は6月24日に会合を開き、農林水産業・地域の活力創造プランの改訂版を決定しました。また同日に、規制改革実施計画と新たな成長戦略（日本再興戦略）も閣議決定されています。

プランは、産業競争力会議や規制改革会議の検討結果を踏まえ、自民党のプロジェクト

チーム（P.T）が公明党との与党協議を踏まえてまとめられた「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」をそのまま別紙としています。

農業委員会の改革では、「農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするため、制度を見直す」と明記しています。具体的には、農業委員を市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化

し、その際事前に地域からの推薦・公募などを行えるようにすることや、議会推薦・団体推薦による選任制度の廃止、「農地利用最適化推進委員（仮称）」の新設、都道府県農業会議と全国農業会議所は農業委員会ネットワークとして、農業委員会の業務をサポートする組織に見直すことなどが盛り込まれています。

「2014新・農業人フェアin大阪」6月14日に開催される

「2014新・農業人フェアin大阪」が、6月14日に大阪の「マイドーム大阪」において開催されました。

この取り組みは、(株)リクルートジョブズの主催で農林水産省と厚生労働省が後援、全国農業会議所・全国新規就農相談センターと(公社)日本農業法人協会・日本政策金融公庫の協賛による取り組みです。

「奈良県新規就農相談センター・奈良県農業会議」のブースでは、農業法人協会として

(有)山口農園と堀園芸(株)、(株)パンドラファームグループの皆さんに参加頂いたほか、奈良県の新規就農相談ブースでは県並びに県農業会議、なら担い手・農地サポートセンター担当者が新規就農希望者等の相談にあたりました。

当日会場へは、652名の方が来場し、大いにぎわいました。そのうち、新規就農相談の28名と法人への相談者67名が相談にいられました。



農業インターンシップ (1日就業体験)in奈良 開催!

農業インターンシップが6月29日、宇陀市の(有)山口農園を会場に開催され、奈良県で農業を始めようとする17人が県内外から参加しました。

肥場の見学、新規就農や農業法人就業に向けた支援施策の説明を行いました。

この取り組みは、経営理念や販売戦略・生産技術などの総合的な経営管理能力がトップレベルにある農業経営者の下で就業体験を行うことで、①食料生産の重要性と現状把握②農業への理解を深めてもらうこと③農業法人への就職を具体的にイメージしてもらうことなどをねらいとし、県農業会議ならびに県農業法人協会が共催し取り組みました。

参加者からは「就業や就農に向け何が必要となるかがイメージできとてもよかった」「このような機会がもっと多くあれば」などの声が聞かれました。

当日は、山口貴義代表取締役社長のほか山口農園の関係者の皆さんの協力の下で、ミズナ・ルッコラの収穫作業体験や山口農園での取り組み内容の説明、調整作業体験と堆



平成26年度「農地パトロール」 農委の重点的な活動として実施を!

平成21年12月の改正農地法施行により、農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として「農地の利用の状況についての調査」の実施が法律上で義務付けられました。調査の徹底と効率的な実施を行うため、農地パトロールを「利用状況調査」として行っています。

平成26年には「農地中間管理事業の推進に関する法律」および「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」の施行により、農地利用の効率化・高度化の促進に向けて「農地中間管理機構」が創設され、併せて遊休農地対策も強化されました。これまでの遊休農地所有者等に対する農業委員会の指導、通知、勧告等の一連の措置が、「利用意向調査」、「農地中間管理機構との協議の勧告」等の措置へ再編、簡素化され、農地中間管理機構の活用を通じて遊休農地の有効利用を進める仕組みとなっています。

また、こうした情勢のもと農業委員会系統組織では、平成26年度から新たな組織運動である「農地を活かし、担い

手を応援する全国運動」を充足し、「遊休農地の発生防止・解消対策」に引き続き力を入れて取り組んでいくこととしています。農地パトロールによる地域の農地利用の総点検や遊休農地の把握、農地中間管理機構等を活用した遊休農地の発生防止・解消、無断転用防止への働きかけについて、重点的に取り組むことが求められています。

「農地パトロール」の実施期間は、平成26年8月～11月を基本としていますが、現場の実情に応じてそれ以外の時期に設定することも差し支えありません。

農業委員会としての取り組みは次のとおりです。

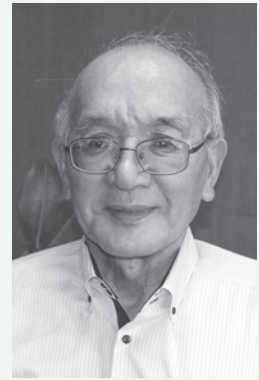
- 1. 実施時期**
各農業委員会での「農地パトロール月間」については、総会等で検討を図り、あらかじめ実施時期を明確にしておいて下さい。
- 2. 対象農地**
市町村管内の全ての農地が対象です。
- 3. 実施内容**
(1) 遊休農地および遊休化のおそれがある農地の把握
- (2) 農地法の許可案件の履行状況の確認
- (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- (4) 農地の違反転用の早期発見・是正
- (5) 相続税又は贈与税の納税猶予適用農地の利用状況の確認
- (6) 仮登記農地の利用状況の確認
- (7) 営農型発電設備が設置された農地の適切な営農状況の確認

- 4. 実施体制**
旧市町村や大字等、適当な範囲で区域を区切り、地区担当の農業委員と事務局に加え、必要に応じて農業委員会協力員や地域農業に精通した者、市町村職員、農業団体等の協力を得て実施します。
- 5. 実施手順**
(1) 事前準備
① 「実施要領」等の決定
実施期間や調査の方法等を明らかにした「実施要領」などを決定し対応を図ります。
② 推進会議（仮称）の開催
実施者を対象に推進会議を開催し、意思統一を図ります。
③ 地図等の用意
地図やこれまで実施した調査結果等を用意します。
④ マスコミ等への周知
調査を実施する旨を地元新聞社やテレビ局等のマスコミへ周知を図ります。

平成25年度 農業委員活動記録簿 集計結果

- (2) 調査方法
① 道路からの目視で確認のうえ調査します。
② 目視により遊休化等が確認された場合は現地写真を撮り、その旨を地図等に記録します。なお、すでに山林化していることが確認された場合も調査したとします。
 - (3) 調査結果の整理
① 調査結果の整理
② 荒廃農地調査への反映
③ 農地基本台帳等への反映
④ 「人・農地プラン」作成活動への反映
- 集計対象農業委員 667人
- ① 農業委員会総会・部会・委員会出席件数：6,592件
 - ② 活動形態件数：11,912件（委員1人当たり17.9件）
 - ③ 活動区分件数：12,194件（委員1人当たり18.3件）
- 〈活動区分内訳〉
- 農地関係 [52.5%] … 6,406件（委員1人当たり9.6件）
 - 担い手関係 [7.5%] … 917件（委員1人当たり1.4件）
 - その他活動 [40.0%] … 4,871件（委員1人当たり7.3件）
- ◎ 集計結果総括
集計対象農業委員会数 37

「農」へのメッセージ



香芝市農業委員会 会長

吉村 増雄

農家の皆様におかれましては、日頃の農作業、大変お疲れ様でございます。

国においては、農業委員定数の削減や公選制を見直し市町村長の選任とすること、農地利用最適化推進委員の設置、業務のあり方など農業委員会を改革するための議論が進められています。

一方、本市の農業を取り巻く情勢は非常に厳しい状況下にあります。本市の都市計画においては、ゆとりある市街地環境を形成するために生産緑地を指定していますが、土地開発の進む中での営農継続への不安等により、平成26年度における市街化農地に占める生産緑地の割合も21%にとどまっております。また、市街化区域内農地に対する固定資産税の宅地並み課税の負担も広い範囲で生じており、農業経営に対する魅力に欠ける状況となっております。

農業従事者の農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手の減少が進んでいることや、本市の地理的・位置状況からの営農環

境の悪化等から遊休農地の増加が進んでいるのが現状です。

このことから、特に市街化区域内においては、良好な環境の保全・貯水機能による防災の観点等からも重要な役割を担っている農地が、逆に雑草の繁茂による病害虫の発生や防犯上の問題等を生じさせており、周辺住民からも苦情が寄せられています。また、農業者からの農地へのゴミ捨て等に対する苦情、周辺住民からの騒音や薬剤に対する苦情も時折寄せられており、農業従事者と周辺住民との良好な関係づくりが課題となつてきています。

農業委員会においては、農業委員自らが耕作し、農作物の作付けから収穫までを行い、遊休農地を解消する取り組みを平成24年度から実施しています。平成24年度では、市内2ヶ所の遊休農地をモデル農地として、味噌加工用の大豆と黒豆を栽培しました。栽培した大豆は、香芝ブランドとして販売されている「かしば香のみそ」に加工し、「ふれあいフェスタ」で市民に無料で配布して、事業のPRと自給率の向上に向けた啓発活動を行いました。平成25年度では、市内酒造会社と連携して主食米を使った日本酒の試験開発に取り組み、原材料となる「ひのひかり」の栽培を行いました。今年7月より、香芝産のお酒として販売をしています。今後とも香芝市農業委員会の取り組みにご支援いただきたく存じます。

農業会議だより

全国農業新聞の読者を増やそう
〜農業委員会と農業者・地域との絆づくり〜

全国農業新聞は、農業委員会系統組織の組織情報誌で、全国農業会議所が発行しています。「農業委員会等に関する法律」の第6条第2項第5号等に基づく「農業及び農民に関する情報提供」活動のひとつです。昨年10月19日に開催した

「奈良県農業委員大会」時には、農業委員1人2部以上の新規購読申し込みの確保を申し合わせています。全国農業新聞の読者を増やし、地域の農業者などへの情報提供活動をすすめてみましょう。

農業委員会の「情報提供活動」

農業委員会の「情報提供活動」の根拠となる条文は、「農業委員会が、農業者の地位の向上を図るといふ観点から行うものであり、農業者や農業団体のみならず、それ以外の者に対しても、農業及び農業者に関する正確な知識、情報を普及することとが求められている」という主旨に基づいて規定されているものです。

新たな課題を踏まえて、農業委員会がこれまで以上に農業の情報、農村の情報、ひいては農業者の経営とくらしの発展を支える情報を積極的に収集・提供していきます。

また、情報活動は、農業委員会の諸業務を的確に進めるための基礎的な役割を担っています。農業委員会の活性化の観点からもその重要性がさらに高まるといえます。

現在、新規就農相談や食農教育の推進、相続等による農地の遊休防止活動など、農業・農村の今日的な

《全国農業図書 新刊紹介》

◎新・農地の法律がよくわかる
百問百答（改訂版）

昭和60年に初版を刊行して以来、農地制度に関わる様々な疑問点に、Q&A形式で答える解説書として親しまれてきた「百問百答」の改訂版です。

平成25年12月に制定された農地中間管理事業の推進に関する法律（中間管理事業法）を盛り込んだほか、遊休農地の措置の改正や農地台帳の法定化など一般的な農地制度の改正を反映すること内容が大幅に拡充しました。

農地法、農業経営基盤強化促進法、中間管理事業法、特定農地貸付法、市民農園整備促進法を含めた包括的でわかりやすい解説書です。

農業委員会事務局や農業委員はもとより、農業者の様々な相談に対応する指導的立場の皆さんに、お勧めしたい一冊です。

《県農業会議関係会議日程》

8月11日 奈良県農業会議

第116回通常総会

8月18・19日

中日本ブロック農業委員会職員現地研究会

8月28日 市町村農業委員研修会

9月2日 常任会議員会議